

仕 様 書

- 1 件 名 令和8年度石川県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書
(レセプト)点検業務
- 2 履 行 場 所 石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階
石川県後期高齢者医療広域連合事務所
- 3 委 託 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 対 象 医科、歯科、調剤、訪問看護レセプトの全件
- 5 点 検 予 定 件 数
レセプト点検件数 433,000件/月
その他の点検(訪問看護内容点検) 2,090件/月
その他の点検(医療と介護の給付調整) 720件/月

※ 点検予定件数については、あくまで予定であり、予定件数を超える又は予定件数を下回るかいずれの場合においても、単価を変更することはない。

6 作業時間、計画書の提出

- (1) 作業時間は、石川県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)事務局職員の勤務時間内とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。
- (2) 受託者は委託者と協議のうえレセプト点検業務計画書を毎月作成し、当月初めまでに提出し、承認を受けるものとする。

7 業務内容

受託者は、委託者が提供する「保険者レセプト管理システム」(以下、「レセ管システム」という。)及び受託者が準備する「自動点検システム及びレセプト点検システム」(以下、「自動点検システム」という。)を使用し、下記に掲げる点検業務について毎月実施する。なお、点検のほか、審査機関への再審査申出、当該申出による情報提供及び結果の確認、管理までのすべてを業務内容とする。

8 点検内容

- (1) レセプト上の記載事項について、目視と自動点検システムの両方の手法を用いて次のア～キの点検業務を行う。内容点検の結果、審査申出を行うレセプトについては、レセ管システム端末に申立理由等を入力する。また、指定された場合は色付箋を同時に入力する。

ア 単月の内容点検

対象に掲げたレセプトに対し、疑義がないか内容を確認する。

イ 縦覧点検

同一被保険者に対するレセプト3か月以上を照合し、内容を確認する。

ウ 横覧点検

同一被保険者に対する、同月入院、外来、他科との照合をする。

エ 高点数レセプトの点検

高点数レセプトについては点検業務に精通している点検員が特に重点的な内容点検を行う。

オ 突合点検

同一被保険者に対する、医科・歯科レセプトと調剤レセプトの突合点検を行い、内容を確認する。

カ 医療保険と介護保険の給付調整に係る点検

市町から提供される「医療給付情報突合リスト」（紙資料）を活用し、医療保険と介護保険レセプトの請求内容について疑義がないか突合点検を行う。

キ 訪問看護レセプトに対する医科レセプトの突合による傷病名との適応及び各種算定の妥当性について点検を行う。

- (2) 点検中は、第三者行為（交通事故等による障害）の発見及びその処理に協力するものとする。
- (3) 点検中は、重複・頻回受診者の発見に努めることとする。
- (4) レセ管システムに医療機関等からの再審査請求（審査申出）の理由等の情報を登録する。指定された場合は色付箋を同時に入力する。
- (5) 受託者は、レセプト点検業務月報、委託業務完了報告書、請求書、石川県内市町ごとの点検件数及び申出件数集計表を作成し、作業期間の翌月5日までに提出する。また、年度末には年次業務完了報告書を提出する。その他、委託者から求めがあったものについて報告すること。
- (6) 委託者及び受託者は、日々の業務における連絡・報告等を随時行い、常に情報共有を図るものとする。
- (7) 会計検査院実地検査及びその他の検査の際は、システム操作のサポート及びレセプト点数説明等の協力をを行う。
- (8) 委託者の求めがあった場合には、点検業務に係る技術的助言を行う。

9 点検効果

- (1) 受託者は、医科、歯科、調剤、訪問看護レセプトの内容点検にあたり、次の目標数値の達成を心掛け業務にあたること。目標数値ア、イのどちらも達成されない場合は、委託者と情報を共有し改善方針について十分に協議すること。

なお、目標達成後においても最大限の努力を続けること。

ア 目標点検効果額（査定額/点検件数）・・・ 10円/月

イ 目標査定率（査定件数/申出件数）・・・ 40%以上

ウ インセンティブ 上記ア、イとも達成した月に関しては、点検効果額1円（小数点第2位以下切り捨て）につき1万円を上乗せして支払うものとする。

- (2) 上記目標の達成にあたっては、受託者は真に再審査の必要なもの、医療費適正化及び円滑な医療給付に資するものを効率的かつ効果的に取り上げなければならない。

10 データを利用した自動点検について

(1) 提供するデータ

委託者が提供するデータは、国保連合会から受領する厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様の下記のデータ（以下、「レセ電コード情報ファイル」という。）とする。

- ・医科：21_RECDEINFO_MED.CSV
- ・DPC：22_RECDEINFO_DPC.CSV
- ・歯科：23_RECDEINFO_DEN.CSV
- ・調剤：24_RECDEINFO_PHA.CSV

レセ電コード情報ファイルの提供に使用する記録媒体は委託者が用意し、パスワードロックがかけられたものを使用する。

(2) 自動点検の手法

受託者は、自動点検を行うにあたり、以下の条件に当てはまる自動点検システムを受託者自らが用意し使用することとする。

- ア 上記レセ電コード情報ファイルを使用するシステムであること。
- イ 随時発生する診療報酬に関する法改正などに即時対応し、常に最新の情報で点検を実施するための機能を備えたシステムであること。
- ウ エラー条件について、変更や追加が必要と判断できたものについては、適宜、システムの改修が可能であること。

(3) 自動点検に係る経費負担

自動点検に使用する自動点検システムの運用に関する経費（ソフトウェア・情報機器の調達、設置、廃棄等）については、受託者の負担とする。

(4) 自動点検の実施に際して特に遵守すべき事項

- ア 自動点検に使用する当該情報機器（以下、「情報機器」という。）は、委託者の承認を経て、受託者の負担において履行場所内に設置するものとする。
- イ 情報機器はスタンドアロン環境とし外部接続等を行わないことを要する。
- ウ また、光ディスク等への書込み制限、ログイン制限等を行うとともに履行場所から持ち出せない物理的措置を講じなければならない。提供するレセ電コード情報ファイルは上記情報機器に対しての書込みを認める。書込み時は、レセ電コード情報ファイルの収受に使用する媒体を委託者職員が持参し、その立ち合いの下、書込み処理を実施し、終了後は委託者職員が直ちに媒体を回収する。
- エ 受託者は単独でこの媒体を運搬、保管又は管理できない。提供したレセ電コード情報ファイルは、履行場所内に留めおくものとし、外部への持ち出しは一切認めない。
- オ 受託者は、契約締結後委託者の指示があった場合、速やかに上記情報機器にて運用テストを実施すること。

カ 契約終了後は、データ消去用ソフトウェア等を使用してレセ電コード情報ファイルを含む全ての情報を削除した上で、復元できないよう物理破壊等により情報機器を廃棄するものとする。この場合、受託者は、個人情報取扱特記事項に従い、完全に廃棄した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を提出しなければならない。

1.1 一般的遵守事項

- (1) 受託者は、本件業務の実施に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、点検に従事する者に対し、研修を行うなどしかるべき措置を講じるように努めなければならない。
- (3) レセプト点検業務遂行のため、常時、適正な人員を配置すること。
- (4) レセプト点検者の選任
 - ア 常時点検する者は、3年以上のレセプト点検の経験を有する者であること。
 - イ 委託期間を通して、およそ同一人によるレセプト点検ができること。
- (5) 守秘義務
点検作業を通じ知り得た事項及びレセプト情報について第三者に漏らさないこと。
- (6) 点検時の注意事項
 - ア 点検作業の実施に当たり、疑問が生じた場合は必ず広域連合職員へ相談のうえ処理すること。
 - イ レセプトの原本・コピー等は、作業場所以外へは持ち出さないこと。
 - ウ USBメモリ等のデータを持ち出しすることが可能な小型外部記憶装置の持ち込みを禁止する。業務に必要な場合は委託者に説明の上、許可を求めること。
 - エ 点検にあたり使用する情報機器及び光ディスク等については、コンピュータウイルスの感染を防止するための措置を講じること。
- (7) 諸材料その他
業務上必要となる諸材料及び参考図書については、委託者が現場支給する次の物品以外すべて受託者が負担するものとする。
※ コピー使用、付せん紙、クリップ、ホッチキス等事務室内に用意されている備品及び消耗品

1.2 事故報告義務

受託者は、個人情報等の漏えいセキュリティ事故やコンピュータウイルス感染による個人情報の紛失、破壊、改ざん等に備え、委託者に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備するとともに、事故発生時には次に掲げる事項を実施しなければならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限抑えるため必要な措置を自己の費用と責任で講じ、委託者に報告すること。
- (2) 委託者の求めに応じて、当該事故原因を分析すること。
- (3) 委託者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 委託者の求めに応じて、当該事故記録を書面で提出すること。

1.3 業者資格要件

以下の要件を満たすこと。

- (1) レセプト点検業務に従事した経験年数が3年以上ある者を配置可能であること。
- (2) 同種の業務について5年以上の実績があること。
- (3) 資本関係や役員の兼務等がある関連会社等も含め、保険医療機関や保険薬局等において、診療報酬請求事務を行っていない者であること。

1.4 委託責任者

石川県後期高齢者医療広域連合 業務課長

1.5 監督者

石川県後期高齢者医療広域連合 業務課担当職員

1.6 その他

- (1) 契約の際は、レセプト点検1件当たりの単価に基づき、契約を行うものとする。
- (2) 点検件数については、予算の範囲内で変動することがあるが、その場合においても単価の見直しは行わないものとする。
- (3) 本業務については、再委託を禁止する。
- (4) 製品等を作成する場合において特許等がある場合は、受託者がその責任を負うこと。
- (5) レセ管システムの使用台数については、1日最大5台とする。
- (6) 点検業務月報の検査の結果、受託者の処理状況が適正でないと認められる場合、委託者は受託者に対し、その改善を求めることができる。なお、その後も受託者の改善が認められなかった場合は、委託者は契約を解除できるものとする。
- (7) 仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度委託者と協議のうえ、処理する。